

第四十六回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 六 号

昭和三十一年二月七日(金曜日)

午前十時二十九分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

質疑の通告がありますので、順次これを許します。栗山礼行君。

○栗山委員 私は今度の公営企業金融公庫法の一部改正の問題に関連いたしまして、まず第一に地方公益企業との格と、それからこれに対する地方公益企業との責任の境界をどこに定めるか、こういう基本の問題からこの問題をお尋ね申し上げたいと思うのであります。

と申しますことは、地方公益企業というものがきわめて微温的に形式的に進められておることが、この金融公庫の貸し付けの内容からもうかがえるのであります。同時に栗山財政局長の、この間の委員の質問に對する一つの考え方は、出資に関連いたしまして、必ずしも出資のウェートの置き方を重要にお考えになっておられない、こういうふうなことをこの間の話しでお伺いいたしましたので、まず地方公共企業における一つの性格と、国の責任の境界点をどこに定めて進めておられるか、こういう点についてお尋ねを申し上げたいのであります。

○栗田政府委員 お尋ねの御趣旨を、あるいは私誤解をしておられるかもしれませんが、地方公営企業と申しますのは、御承知のように地方公共団体の営む企業でございます。それは地方公共団体の果たすべき任務の中の経済的側面、いわばサービス面を中心としたように考えられる仕事であります。歴史的に見ましても、ある地域の開発、あるいは発展をはかってまいります場合に、いきなり民営の事業が出てまいり

ます。前には必ず官業なりあるいは公営企業なりというものが先駆的な役割を果たしてきておるのであります。また事業そのものによりましては、その性格上民営に移すことが適当でない。たとえば独占的な傾向の強いものとか、そういうものにつきましては、そもそも公営をもって行なっていくことがむしろ適当だと考えられるものもあるわけでございます。私も、現在まで地方公共団体が行なってきた事業の中で、さような性格になじみますものを、公営企業として、法律上規定されておりますところに従って指導をしております。もとより住民に対するサービスが第一に考えられるべきものでございまして、その点に主力を置くことは当然でございますが、やはり経営面につきましては健全な経営が望ましいことも、これまた申すまでもございせん。したがって、私どももいたしましては、そういう意味合いから、公営企業の健全経営を中心にして、これを指導してまいりたいのであります。ただ現在の指導のあり方がこれでいいかとおっしゃられますならば、私どももいたしましては問題があるというところは十分承知いたしております。現に交通事業一つをつかまえても、地方公営企業としての交通事業を、そういう形でなめて指導をすると申しますか、指導する場合でも財政経済面からの指導が中心になる。しかし企業そのものの立場からの指導というものは、政府としてはもちろん一元

的にやまずけれども、地方としてはわかれておるので、別にむずかしい制約がある。自治省といたしましては、その点にやりにくさを感じるわけでござい

ます。またそういう企業をながめてまいりますと、最近企業を取り巻くま

まいる環境がかわってまいりま

す。経営の中身を見ても、よりま

る。境界という点については、やはり反省すべき点があるんじゃないだろうか、

こういうことすら感ずるのでありま

す。

そこで、話は少し横道にそれるかも

しませんが、そういった公営企業の

あるべき姿としての範囲、限界、こ

ういふものにつきましては、やはり一

再反省をすべきであらう。そこで公

営企業につきましては制度調査会をつ

くつしまして、そこでとつくりと議論を

していただきたい。そしてその専門家の

御議論にひとつ耳を傾けて、政府とし

ての進むべき道をここではっきりとき

めようじゃないか、こういう気持ちで

持つておる次第でございます。

○栗山委員 私がこのことをお伺い

いたしますためには、今度の公営企業

の改正点の重点は、一億円の出資増、そ

れからこの監督、管理の強化、こ

う二点が法律の主たる内容であると承

知をいたしておるのでありますが、過

日の委員会でも栗田財政局長の御説明

の中に、一億円の増資というもののつ

いて、これは政府保証による起債とい

う前提条件があるので、出資というもの

について大蔵省との折衝の過程にお

いての重要な多額の出資を認めてくれ

ない、あるいはそういう考え方で政府

保証に重点を置いて、出資というもの

についての考え方を二次的に見てお

る。そういうような受け取り方をされ

る。そういたしますと、御承知のとおり三十八年度は出資をされておりました。今度はわずかに一億円だ、こういうことに相なるのであります。やはり一つの貸し付けと出資というものが見合せて、一応の公営企業の拡大と健全化という方向をはかっていかなくてはならぬ、こういうような観点からい

たしますと、どこに重点を置いて公営企業を融資対象としてながめていらつしやるか、こういう疑問点が非常にわいてくるのであります。その点で明確な性格と国の責任の方向づけをやらなければ、今日の公営企業というものは、やはり地域の一つの発展と、住民福祉の向上をもたらす、池田さんの、何と申しますか福祉国家建設の一つの基礎がなくなってしまう、こういう観点からこの問題を明らかにとらえて、そしてこのあり方をどう方向づけるか、こういうことにいたさなくてはならぬと思うのであります。これについて重ねて見解をお尋ねいたしたのであります。

それから昨年などを見ますと、三百三十億の貸し付けでありまして、本年はやや二割増の四百億の貸し付けの予定計画をここに示されておるのであります。が、教学的に見ますと何ばかアップしたじゃないかというところもでき

本日会議に付した案件

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十七号)

○森田委員長 これより会議を開きます。

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないま

す。

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないま

す。

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないま

す。

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないま

す。

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないま

す。

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないま

るのでありますけれども、公営企業を強化、健全化していく点から見ますと、出資と貸し付けの内容というもののついては、はなはだ不確定な要素があるのではないかと。私も前から見ますとほんとうに微温的な感じがいたすのであります。私はこの際、今度の四百億の貸し付け予定の内容もあわせて、骨組みだけお伺いをいたしたいと思うのであります。

○柴田政府委員 公営企業金融公庫の出資に關します点でございますが、いまお話を伺っておりますと、私の説明が若干誤解されておるようにも感ずるのであります。先般どなたでございしたか、委員の方の御質問に對しまして、私は、今日までの公営企業金融公庫の出資金についての考え方について申し上げたのであります。なぜこうなっておるかという点に對する説明としては、公営企業金融公庫というもの、出資に關しては經營的な観点をつかまえて議論をされておった。したがって御承知のような経緯でもって、今回一億円増資しても、なおかつ二十五億円というきわめて出資金の低い形になっております。これは主として予算を認める側の立場の氣持を私は申し上げたのであります。この点につきましては私の主張と、予算を査定いたします大藏當局の立場とは、若干違ひます。私も公庫というものをよくくりました目的は、あの当時政府側から説明しておったと思いますが、公営企業金融公庫をつくりました趣旨は、ごく大ざっぱに言いますと、安い資金をきわめて早く、しかも手軽に資金調達力のない地方公共団体に供給するのだ、そういう目的をもつてつくられたものであります。これは長い歴史の結果、いろいろ検討の結果できたものでございしますが、いままでの推移を見ますと、早く、手軽に、しかも弱い地方公共団体に資金が調達できる、この目的が達成されておる。ひとり安い資金をという当初の目的は、まだ達成されてない。私もいたしましては、公庫の貸し付け金利を下げ、つまり安くするといふことは、自治省といたしましてはずっと念願としておるところであります。現在の七分三厘の貸し付け利率をもつて決して満足しているものでございせん。これを充実にしていくことになりまして、実施していきなすれば、どうしてコストの安い資金を原資に入れたらなければならぬ。そうしますと、現在の公庫債の發行条件を改定するか、あるいは別途安い資金を入れてくるかというところではないのであります。公庫債の發行条件を改定するといふことになってまいりますと、これはほかの政府関係金融機関との関係もある。たとえばほかで發行いたしております債券、つまり公募債という一般との関係もあるわけでございます。したがって、それには金融上の配慮が当然加わってくるわけでありまして、その辺はそう簡単に参らなう。全体の金融政策との関連もあるわけでございます。ただし貸し付け利率というものは、やり方によつては下がることも不可能じゃないか、やはい、安か、そうなるてまいります。一番簡単なのは全然資金コストのかからない資金を入れてくるということになってまいります。

す。そういうことで、公庫の出資をめぐる予算折衝の過程におきましては、私も、私どもは理財局とも何べんも話しました。その過程には、たとえば公営企業の現状に關する認識をどうするかといったような問題も議論して、これらの関連においても出資金を増額する必要があるのではないかといふことでもって、何べんも話し合いを進めたのでございすけれども、結局結論は、予算等御承知のとおり、公営企業のあり方等につきましては、地方公営企業制度調査会といふものをつくるのじゃないか、そこであり方について議論をされるのだらう、その辺のところにもらひ合わせて公庫の貸し付け金利のあり方をどうするかというところもあわせて検討するべきであらう、こういう形に結果的にはなつたわけでございます。したがって、私どもは出資の状況が現状でいいとは思つて考へていない。公庫の設立目的からいいますならば、さらに貸し付け金利は下げるべきであらう。そのためにはいろいろ手段がありまされども、そういう方向で今後とも考へていくべきだ、そのように考へております。若干誤解をされますような御答弁をいたしましたので、長くなりましてあらためて言いかえさせていただきますと思ひます。

○近藤説明員 公庫の三十九年度の貸し付け予定高は四百億でございますが、その原資をいたすのは、御審議いたしております出資金の一億円と、それから公営企業債券を發行して得ます額三百六十億と貸し付け回収金三十九億と合わせて四百億となつております。そして公庫が貸し付けます場合には、自治省が起債を許可いたしますと、それに伴ひまして公庫がその所要資金を貸し付けるといふ仕組みになつておりますから、どういふ方面へ貸すかといふことは自治省の許可にからんでくるわけでございます。現在自治省といたしましては、その四百億を貸し付ける事業の内訳をいたしましては、大体公営企業関係に二百七十六億、公営企業関係に二百七十六億と予定いたしております。公営企業関係のおもなものといたしましては、上水道事業の百九十九億、電気事業の六十億、工業用水道事業に七十二億、それから準公営企業のおもなものは、地域開発事業に九十三億、そういうところがおもな計画であります。なお、計画でございすので、運用で若干変更することがあらうかと思ひます。

○栗山委員 柴田財政局長のとらえ方と私のとらえ方に若干相違があつたのであります。補足説明を伺いましたので、大体了解ができたのですが、問題は、やはり今日の公営企業の置かれてある状況と福祉施設の強化をどういふようにはかかていくか、公営企業金融公庫の方向づけを自治省がどうやうにいくかといふことが、一つの大きな柱でなくてはならぬといふ考え方に立つてわけであります。基本的な申し上げますと、今日のこれだけの貸し付け内容ではきわめて少額である、こういう考え方を私はいたすのであります。この適用範囲の問題についても、今日の状況に見合った一つの拡大方向を

とつてまいらなければならぬ、こういうことを痛感いたすのであります。したがって、出資増と、それに見合ひます貸し付けの強化といふことをやつてまいらなうかならぬ。これにはやはり原資の拡大、それから利息等も低減するといふことが基本的条件になる。いわゆる公営企業の独立採算制といふものはどういふ望めないのであります。御指摘のように、私は七分三厘一毛と承知いたしておりますが、このような高率で今日の公営企業の独立採算制といふ一つの国の施策の方向づけといふところの問題の本質的な要点があるのではないかと、こういう考え方があつたのであります。資金増と低利による方向づけ、自治省の地方公営企業についての方向づけの熱意といふことが、そういう一つの取り組み方についてどのような見解をお持ちになつていらしやるか、重ねてお伺ひしたいのであります。

○柴田政府委員 私は資金ワツクの拡大、それから利子の引き下げといふものにつきます。これは、われわれといつたしましては年来この方向で努力してつものでございす。ただ成果があらぬ感じがしないとおっしゃれば、見るべきものがないという御批判があるかもしれませんが、このワツクの拡大についてなかなかうまくいかないといふことは、政府保証債に結局なるわけでございます。政府保証債の限度というものがおのずからございす。国家財政の方向、国家財政の状況によつておのずから限度がきまつてくる。もう一つは、企業債を發行する場合の資金事情と両面から制約を受ける。その辺の関係がありまして、なかなか思うよう

に貸し付け額の拡大ができないという状況になっております。

利子の引き下げ等につきましては、これも逐年努力はしてまいりましたけれども、やはり原資との関係から、制約を受けてきて、なかなか思うようにはいかない。ただその場合に、先ほどちょっと申し上げましたように、無利子の、つまり資金コストのかからない金を原資に入れて、利率を下げるという方向しかないで、そういう方向で出資というものを考え方を要えてくれという話は、私どもは公庫当局には何べんもしておるわけです。ただそこ

にいろいろ議論がありまして、なかなか思うようにはいかない、こういう現状でございます。ただ公営企業の拡大、経営の合理化というものを考えます場合には、私どもは長期かつ低利の資金を供給するということが非常に大事な基本的な条件だということは十分存じておりますし、その方向で努力してまいっておりますけれども、同時にまた公営企業といえども、民営と同じレベルに立って経営するもの、たとえば一般のバスでございますとか電車でございますとか、こういったものもあるわけでありまして、こういうものにつきましては、公営の場合におきましては、一般の企業でありますれば払います税金が、かからない、それから資金にいたしましては、一般の民間企業に比べたならば、資金的なものは、高いといいたがまだ若干有利である、こういった条件もある。そこで、それじゃ経営体制がどうかという問題がやはり問題にされざるを得ないものがあるだろう。水道みたいなものになってまいりますと、経営体制の問題もさることな

が、これはいわば半独占的なもの、こういうものになってまいりますと、先般御質問がありました、需要によって、水道によって供給される水の値段が違ふというのはいささかいいやないか、こういう議論も出てくるわけでありまして、それはそれでまたおのずから別の考え方をとるべきかと思ひますけれども、そういった民営との競争関係に立つものにつきましては、そういった資金面の配慮ももちろんでございますが、すけれども、さらに経営面の配慮も十分なされなければならぬ、かように考へておるわけでありまして。

○栗山委員 私のお尋ねを申し上げておることについて十分な説明をいたしたくないのでありますが、一つは、地方公共企業の拡充強化のために、低利による資金増という問題が必然的な条件じゃないか、今度の内容を見ます場合に、はなはだ残念ながら、そういう内容を見られないのでありまして、地方公共企業のあり方として、これの資本増の強化という一つの方向を強く望んで進んでいくべきじゃないか、そのように考え方の上において方向づけをされるかどうか、こういうことと、いわゆる住民福祉を行ないますためには、今日の利息があまりに高過ぎる、高い原因についてはいろいろございまして、うけれども、これを住民福祉の内容づけをするというためには、どうしても低利政策をとらなくてはならない、こういう一つの観点に立ってこの問題の方角づけしていくという内容をお持ちであるかどうか、こういう私の尋ねております要点から若干遠い感じがいたすのでありますが、この点も少し明確に

御説明を承りたい、こういうことでございまして。

○柴田政府委員 私まだ誤解しておるかもしれないが、資本の増という問題は、結局自己資本、資本構成の是正の問題かと思ひますが、この問題につきましては、これも先般来お答えを申し上げたとおりでございますけれども、客弁がまずく不徹底かもしれないが、ともかくこの企業でも自己資本というものはある、ひとり地方公営企業についてはあります、借り入れ資本で出資する、こういうたてまえになつております。このたてまえは私どもは決していいと思つておりません。したがってやはり自己資本を公営企業といえども持つという体制にすべきじゃないか、指導いたしたる場合に、では自己資本というものは一体どういうような程度で持たすべきか、こういう問題があるだろうと思ひます。その問題につきましては、いろいろ検討いたしておりますけれども、まだ私どもの手元では結論が出ておりません。そこで自己資本の増加をどのような形でか、問題の一つとして調査会に諮問しよう、研究していただく、こういう気持ちを持っていただく、こういうことです。したがってもちろん私どもはある程度の自己資本の強化という方向でものを考えたい。それから資金につきましては、もうお話しのとおりでありまして、これは安、安定した資金がいいにきまつておるわけでありまして、ただ、いままでの私どもがやってきました成果は、必ずしも理想には達しておりません。今後とも私どもはその方向で努力したい、かように考えております。

○栗山委員 私がお伺いいたします次の要点は、金融公庫に対する貸し付けの拡大と利息の問題が最も中心になりますけれども、これを住民福祉の見地から見ると、最も大きな重要な施策としての方向づけをしなくてはならぬ、こういう観点から申し上げておるのであります。特に私は、いま住宅公団及び住宅金融公庫、農林漁業金融公庫等にいりゆる政策融資として融資が行なわれておりますが、地方の公営企業の中で、水の問題あるいは宅地造成の問題、それから交通問題等々の重要な公益企業については政策融資を大幅に行なつて、ひとつこれに検討を加えて施策を高める、こういう一つの内容が必要でないか、こういう見解を持っておるものでありますが、この点についてお考えを承りたいのであります。

もう一点について、公営交通事業協議会からいろいろ要請もあると思うのでございまして、いまの大都市におきまして交通緩和の重大な処理いたしまして、身近なことを申し上げて、非常に恐縮なものでありますが、大阪の交通緩和の問題です。大阪は、いまやバスや路面電車の時代ではございまして、そして、緊急に地下鉄を敷設いたしまして、そして交通緩和の方策をとっておると思つております。これなんかにについては、御承知のとおり一キロに三百億というような高額の資金を必要としたのでありまして、地方の独立採算制による公営企業としてはそんなことはできないのであります。これについて、いわゆる一般の市中銀行のシンジケート団によってこの資金源を求めておるといのが一つの実情であらうかと思つております。

○栗山委員 私がお伺いいたします次の要点は、金融公庫に対する貸し付けの拡大と利息の問題が最も中心になりますけれども、これを住民福祉の見地から見ると、最も大きな重要な施策としての方向づけをしなくてはならぬ、こういう観点から申し上げておるのであります。特に私は、いま住宅公団及び住宅金融公庫、農林漁業金融公庫等にいりゆる政策融資として融資が行なわれておりますが、地方の公営企業の中で、水の問題あるいは宅地造成の問題、それから交通問題等々の重要な公益企業については政策融資を大幅に行なつて、ひとつこれに検討を加えて施策を高める、こういう一つの内容が必要でないか、こういう見解を持っておるものでありますが、この点についてお考えを承りたいのであります。

○柴田政府委員 公営企業に對します融資については、政策融資をする必要があるのじゃないかというお尋ねでございます。ものによつてはそういうことも考へる必要があるのじゃないか、という程度のことを実は私どもも考へておる程度で、それはそこまではない。現に公営企業金融公庫の貸し付け利率は、政府資金に比べますればまだずいぶん幅があつて、政府資金に比べれば高い。私どもとしては、まず第一段階としてはなるべく政府資金の線に近づけるためには、どうしたらいいかというのを考へておる段階でございます。その対象企業によつて資金の貸し付け利率を異にする、つまり政策融資でありまして、そこまではまだ実は検討は至っておりません。ただ、ばく然とそういうことを考へる必要が出てくる場合があるだろうということも考へておるもので、内々いろいろ研究はいたしておりますが、結論めいたものは持っておりません。

それから地下鉄につきましては、私は交通につきましては、全くしろうとでございまして、しかし今日の常識で考えまして、大都市交通につきまして地下鉄事業というものがどうしても必然の事業だ、しかもそれについて、お話しのようにばく大な資金を要する、これも十分わかつておるつもりであります。したがって、地下鉄事業に

つきましては、それが経営ベースに乗るか乗らぬかは別に、ともかくやらなければならぬということで実はまゐってあります。ただその資金につきましても、おっしゃる通りに、これも

安い資金であるならばいいにこしたことはない、その方向でいろいろ考えておるわけですが、同時にまた地下鉄経営というものを考えてまいりますと、資金面の配慮もさることながら、ものによっては企業として考えるのじゃなくして、一般の都市計画事業の一環をになうものだという考え方も立つんじゃないか。そこで一般会計との経費分担という問題も同時に検討されていい問題じゃなかろうか、こういう感じで検討しておるわけでございます。

○栗山委員 いろいろあとの質問者がございまして、時間をとるのも恐縮でございまして、私は自分の意見だけを申し上げて終わりたいと思うのでありますが、総体的に見まして公共企業に対する国の施策が不十分である、こういう前提の、一つの慣例に基づく微温的な処置のみが、今度の改正案の一つの内容づけだという考え方を、私は強く指摘せざるを得ないと思うのであります。したがって、もう少し今日の地方公営企業の置かれておる実態の認識と把握の上に立って、やはり地域の開発と住民福祉というものが、どのように大きな役割を持つておるかという観点から、一つの方向づけをお願い申し上げたい。特にいまの政策融資の問題は、やはりこの金融公庫との関連におきましても消化しきれないのと、それから重要な内容については進んで政策融資の対象として推進すると

いう姿勢が私は望ましいのじゃないか、はなはだ不十分な今度の法律案の内容である、こういうことを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○森田委員長 栗山孝一君。

○栗山委員 栗山委員のお時間を拝借してはなはだ恐縮であります、お許し願ひます。

いま栗山委員の御意見並びに御質問を拝承いたしまして、私も全く同感に思ひますが、ここであわせて当局にお伺ひしたいのは、いま非常にやかましいいわれしております清掃関係、じんあ処理、し尿処理、これに関して公営企業金融公庫では下水道のみについて若干融資の面があるとも聞いておりますが、その他の面についてほとんど融資の道がない、こういうことなんです、いかがでございませうか。

○柴田政府委員 下水道につきましては、準公営企業ということに扱っておりますので、公営企業金融公庫の対象になっては、(補償)つきましては、まだ現状はそこまできぬのじゃなからうかという状況で、清掃関係につきましましては一般会計で扱っておるわけでございます。しかし、下水道と清掃というものは非常に密接な関係がございまして、やがてはこれも、どう扱うかということを総合的に考えなければいかぬ時代が来ると思ひます。将来の問題といたしまして十分検討いたしたいと思ひます。

○栗山委員 いま栗山委員の御指摘になった点とあわせて、やがてはという、そういうことでは、いま当面しておるこの清掃関係に間に合いますか。今回政府が補助金も三十八年度の倍額

を出す、地方起債についても大いに考慮する、それと歩調を合わせて何ゆゑに公営企業金融公庫も準公営として融資の対象にできないか。やがてはというようなことばでは、少し緩慢じゃないかというふうな気がするんで、さね。その点どうですか。

○柴田政府委員 私がやがてと申し上げましたのは、金利の関係でございまして、公営企業金融公庫の対象になります事業、金融公庫が貸し付けますのは、先ほど申し上げましたように七分三厘、現在清掃関係のものは、ほとんど政府資金でまかなつておるわけでありまして、また清掃関係、清掃の財政と申します、また経営というものをから考えまして、現段階ではやはり少しも安いはうがいい。そこで政府資金を大幅に入れてこれを進める、こういう体制をとっておるわけでありまして、お話しは、それももちろん必要でありますと同時に、少々高くても資金をうんと導き入れたらいいというお尋ねも申しました。しかし、資金全体のワタとの関係もございしますが、現段階ではまだ安い政府資金を投入してやっていくほうがよくはないか、こういうことで申し上げておるものであります、やがてはと私が申し上げましたのは、公営企業金融公庫の金利状況等々ともならみ合せて、こういう意味であります。

○栗山委員 いまお話しのように、政府資金が大部分でありますけれども、これは御存じのとおり、実情からいいますと、ことにじんあ処理については十分でない。それからいろいろな意味で、清掃関係はやはり準公営企業として取り上げるべきだと思ひますが、この次の国会までにこれをお考

え願ひますかどうか、その点をお伺ひしたい。

○柴田政府委員 十分検討いたしたいと思ひます。

○森田委員長 千葉七郎君。

○千葉(七)委員 私は公的病院事業、それから電気事業等に関連をいたしまして、公的病院の性格等につきまして質問をいたしたと思つたのであります、ただいままでの質問者の御質問や、また当局の応答等によりまして、だいたいその点は尽くされてまいつておりますので、簡単に公的病院の問題、それから電気事業等につきまして、二、三の点をお伺ひいたしたいと思ひのであります。

そこで最初にお伺ひをいたしたいのは、地方公営企業法の第三条によりまして、地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営せられなければならない。このように規定されているわけでありまして、病院事業につきましては、常に企業の経済性を発揮するという点をどのように解釈をしたらいいか。私解釈のしようがないのであります、ひとつこの病院の事業と、経済性の発揮という関連に対する御見解をお伺ひしたいと思ひます。

○柴田政府委員 病院事業につきましては、私も法律では公営企業として扱つておるわけでありまして、準公営企業として扱つておるわけでありまして、したがって、直接公営企業法の適用を受けるわけではございませぬが、しかし、やはり病院も事業でございまして、そういう意味合いでは事業としての経営、つまり合理的経営と

いう意味合いの経営原則が働くかと考えます。

○千葉(七)委員 準公営企業であるから、したがって公営企業法の規定そのものを適用するというわけではない、このような御答弁であります。しかし、実際の病院の経営を行なつておる公共団体では、私、県会等に出ておられて、県立病院の経営の実態等いろいろ見てまいつておるのであります、経営当局におきましては常に公営企業法によつて、そのもとに指導をされておる、こういうことではございまして、したがって、病院企業自体から申しますと、どうしてもいづゆる合理的な経営という点に力を置きまして、そして公共の福祉ということがどうしてもあ

ると同じ、なおざりにされたいったような傾向が強いわけでありまして、合理的に経営をして、そして収支のバランスをとるというところに力点が置かれておるわけでありまして、常にそういう観点からの経営が行なわれておるわけでありまして、したがって、ただいまの御答弁では、私、満足するわけにはまいらないのであります、そこで経営の実態を申し上げてみますと、これは岩手県における実態であります、これは本年四、五千万円ぐらいの赤字を生じておるのであります。三十七年度におきましては岩手県の県立病院の赤字は四千八百四十万円ほど生じておるのであります。ところがこの赤字の発生の原因がどこにあるかということ

を調べてみますと、現在の病院の新築あるいは改築等に対する公営企業金融公庫の貸し付けの利率が非常に高い、こういうところからこの赤字が発生しておるように見られるわけでありま

す。岩手県の県立病院がいま借りてお
りまする病院の新築の資金は、総額
で約五億圓に達しております。この五
億圓の借り入れ金に対する利息の支払
いは大体七分何厘に見まして、まあ四
千万圓近い利息を支払っておる、こ
ういうことになっておるわけでありま
す。結局この地方の病院の赤字の発生
は、政府から借り入れをしておる資金
の利息が高いがために赤字が発生をし
ておる、こういう結果になるわけであ
ります。ただいまも、私の前の質問の
方から地方債に対する利息の引き下げ
の考えがないかという御質問も
あったわけでありまして、こういう点
から考えまして、金融公庫のこの貸し
付けの利息を、将来少なくとも病院の
改築資金に対しては無利子の資金を供
給するといったような御考えがあるか
ないか、この点をひとつ伺いたい
と思います。無利子の金は原資の関
係でできない、こういうようなある
は御答弁があるかもしれません、し
かし最近におきましては、農業構造改
善事業に伴ういろいろな資金で、無
利子の資金の貸し付けを行なってお
るというような状態になっております
で、その原資のいかんによつては、こ
の無利子の資金を貸し付けできないと
いうようには考えられないわけであり
まして、その点に対する見通し等をひ
とつお知らせ願いたいと思ひます。

して、まあ一応公営企業として扱
ておりますが、その場合のやり方とし
ましては病院の建設費と減価償却費と
元利償還金の差額、この程度のも
の一般会計から出すべきものだろう、出
していいのじゃないか、こういう指導
を実はしてきておるわけでありま
す。現在は病院の関係の建設費は、厚生
年金の還元融資を使つておりまして、
利率は六分五厘でございます。お話の
場合は少し特別の事情があらうかと思
うのであります。したがって、六
分五厘は高いじゃないかということに
なつてまいりますと話は別であります
が、私どもは病院経営の実態を見てま
いりまして、減価償却と元利償還の差
額並びに建設費というものを一般会計
から負担しましても、なおかつ今日の
病院経営の実体は収支合わすことはな
かなかむずかしい。それは先般申し
上げましたように、病院の経営の経費
とそれから医療費というもののアンバ
ランス、これが格差がだんだん拡大し
ていっておる、こういうところに経営
が苦しくなつてきておる根本原因があ
るのだと思ひますので、お話のよう
な場合になつてまいりますと、おそら
くは昔借入れた金が非常に高い、それが
今日の経営を非常に圧迫しておるのじ
やないかと思ひます。一般の
経営の問題を別にしましても、それ限
りではそういう場合におきましては低
利借りかえ等の方法もございまいし
し、具体的にはいろいろ検討すべき点
があらうかと考えております。

○千葉(七)委員 それから公営企業金
融公庫法の第一条には、低利で長期の
安定した資金を供給する、こういうこ
とに定められておるのでありますが、
病院の建設費に対する償還期限は、木
筋が二十年、鉄筋が二十五年となつて
おるようでありまして、この償還期限
をもつと長くする必要があるかと思
ひます。木筋の建物にいたしまし
ても、二十年で償却をしてしまふとい
うことは、病院事業の本来からいたし
ましてとつていけません。二十年で使
えなくなるというものでもありません
し、鉄筋にしましてはかりでありま
す。そういう点についての見通し、お
考えがどうなつておりますか。ひとつ
伺ひしておきたいと思ひます。も
とと長くすることができるとかどう

ろいろな制約がございまして、なか
か思うにまかせません。数年来、公
営企業金融公庫の資金につきましての償
還期限は、だいたい延ばしてきたのであ
りますけれども、まだ現実には理想か
ら遠うございまして。現実には、資金面
からの制約があつてなかなか思うにま
かせませんが、なお私もといたしまし
てはお話もございまして、将来とも合
理化に向かつてつとめてまいりたい
と思ひ次第でございます。

電気を売る場合に、いろいろな問題が
あるのではないかと。それは電気を発電
しますが、結局配電するのは全部電気
会社が行なつておるわけでありまして、その供給
規程をきめます場合に発電側は不利な
条件、不利な態勢になつてしまふ。つ
まり電気は起しますが、買ねと言
われればそれきりでありまして。ど
うしても買つてもらわなければなら
ない。その間に契約上非常な不利にな
つて電気の供給の契約をいたします場合
に常に不利な契約をせざるを得ない、
こういう状況に置かれておることがあ
るのであります。私もこれは非常に
不合理と思つておる。私もこれは非常
にきめ方、電気を売ります場合のきめ
方を何とか合理的にならぬかというこ
とでかねがねつとめておるわけであ
りますが、なかなか實際問題として
思うようにいかない、そういう状況で
ございまして。しかしながらこの点の
不合理は十分認めておるところであり
まして、何とかこれを合理的に、電気事
業の健全な経営という基礎に立つた電
気の供給条件というふうなものが結
ますように努力をいたしてまいつてお
りますし、また将来とも努力を続け
てまいる所存でございます。

○千葉(七)委員 そこでひとつ当局に
お願ひしておきたいのでありますが、
この公営企業法あるいは公営企業金融
公庫法の定めによりますと、一
つの公営企業特別会計から他の公営企
業特別会計に、剰余金があつた場合に
は資金の貸付をすることができ、こ
ういうように定めておるようござい
ます。電気事業につきましては、電気
事業そのもので赤字が出ておるとい
うことはまだ私聞いておりません。した

○千葉(七)委員 電気事業につきま
しては、御承知のように現在地方団体が
行なつております電気事業、発電事業
でございます。この発電事業につきま
して経営面から特にどうこうという問
題を私は私どもは聞いてはいないの
であります。ただ非効率、不合理、非
能率という用語がありますが、不
合理だということのお話であります、不
合理的の点があるとするならば、実は
電気供給規程つまり発電いたしました

とかバスであるとか水道料金であるとか、こういうようなものが、どうしても地方団体はある点の増収を考えなければならぬけれども、押えられた、上げるな、当然のことです。上げるなという当然の国民生活全体を考えた施策の手を打ったならば、政府がそれに見返るところの施策を具体的に打ち出して、こうしてやるから料金を上げるな、そこを踏み切るということだれでも考えていることで大事なことです。きこの自動車の局長の話じゃないけれども、協力してくれということでは、どうにもならぬということでは、言えることであり、そういう意味でやはり政府の責任はあると思う。

そこで問題は、公庫のほうに一億円の増資がなされるのですけれども、公庫の一億円増資、悪いとは言いませんけれども、どうしても思い切った増資の措置がとられないか。こういうような事態であればあるほど、公庫というものの使命を果たさせるためには、やはり思い切った増資の措置というものが必要であると私たちは思うのです。きょう大臣が来ておられますから、こういう点を局長にお答え願うということはどうかと思うのでございますけれども、局長として、そういう点のお考えなり、あるいはもっと公庫増資についてのいきさつ等がありましたら、聞かせておいてもらいたい。

○柴田政府委員 公庫の増資問題につきましては、先ほどちょっとお話し申し上げましたが、当初、私どもは二十億の増資を要求したわけでありまして、これについての考え方がありますが、ごく率直に申し上げますと、大体出資

額の二十倍というのが普通債券発行の常識とされております。公庫の債券発行額は大体十億近くなるわけでありまして、それからいいますと、二十億の増資というものは決しておかしくはない。一般の常識論に従って、それに公庫の持つ機能というものを説明をして、そういう要求をしたのであります。が、この公営企業金融公庫についての考え方につきまして、一般の金融機関と違って特殊金融機関である、しかもそういう意味合いにおける出資というものは、企業の安定性を中心に考えるべきである、そういう意味合いから考えた場合には、公庫の出資金については、現状で大体経営の安定性も得られるのだからいんじやないかということ、公庫の性格論が多少背景にあるわけでございますが、その辺で、予算を査定しますと私どもとの間に、何

べんも意見を戦わしたのでありますけれども、ついにその辺のところはめど結果的には一億の増資ということにおさまったわけでございます。したがって、公庫というものを将来どうするか、どう考えるのかという問題につきましても、公庫増資というものを、公庫の経営安定という立場から見ると、それから公庫の機能から増資をどのように考えるか、この問題とが両方ある。私どもは機能もあわせ考えて、一般の常識をも加えてお願いをしたわけでございますけれども、結果的には、公庫の経営安定というものが中心に考えられて、それに若干の要請もいれて妥協的な形になろうかと思っておりますけれども、一億増資ということでおさ

まった。そこで本質的な議論はまだ固まっていけない。政府内部におきましていろいろ議論が残っている、こういうことが現状でございます。

○川村委員 それではお尋ねが前後するかもしれませんが、これは近藤さんにお尋ねしたいと思っております。

いま局長のお話によりまして、大体資本金の二十倍くらいが債券発行の一番安定的なものではないかという考え方が、そういうようなお話がありましたが、ことし公庫の債券発行は累計一千四百四十億くらいになるわけですね。すると、資本金は二十五億、こういうことになりましたと、相当高い債券発行になっておるわけですね。そこでお尋ねする第一点は、今日まで公庫が発行してこれらしました債券の消化状況はどうですか。

○近藤説明員 毎年度の発行予定額を完全消化いたしております。

○川村委員 実はそういうような資料も、やはりこういうものの審議をするときにはお出しただけだいたいへんけっこうだと思っておりますけれども、いまのお話では毎年消化はしておる。消化はしておるけれども、はたしてほかの公庫みたいな信用があつてやっておるのか、やむを得ず金を借りる。ほかの借り道がないから公庫の債券を買って、こういうことになったのか、これはやはり将来相当問題になるのではないかとという懸念がするのです。その点は大丈夫ですか。

○近藤説明員 公庫が発行いたします債券を買い受けますのは、地方団体、一部繰越でございますけれども、ほとんどは銀行等のシンジケート団が買うようになっております。

○川村委員 それではついでに、あな

たのほうで御存じだろうと思ひますから、国民金融公庫あるいは農林漁業金融公庫、そういうものの資本金と、それからいまの債券関係との割合を、この公庫の割合と比べながらちょっと示していただきたい。

○近藤説明員 たとえば国民金融公庫で申しますと、貸し付け金が一千七百三十七億で、資本金は二百二十億、割合で二・七％というようになっております。以下住宅公庫で二五・七％、農林漁業金融公庫で三九・四％、中小企業金融公庫で一〇・四％、北海道東北開発公庫で三・八％、それから中小企業信用保険の場合は一五・五％程度になっております。それから医療金融公庫が二・八％、本公庫は二・二％というふうな形になっております。

○川村委員 そうするとやはりほかの公庫に比べても資本力というものの割合は低いんですね。そうなるとう然これは、いろいろあなたのほうでは理屈はありましようけれども、一億等の増資でなくて、これはやはりもっとも増資をしてもらう、こういうことが大事ではないか、そのように思うのですけれども、将来その点はどのようにふうに進めていかれるおつもりでござい

ますか。というのは、この公庫法改正の第一の問題とも関係してくると思ひます。

○柴田政府委員 私どもは、たびたび申し上げておりますように、二つの議論があつて議論がはつきりしないままにとりあえず一億という形になっておるわけでございますが、この形で決して満足はいたしておりません。特に公庫の持つべき使命あるいは機能という

ことから考えますならば、その面から考えましてもなおさらに資本金をふやして、出資金をふやしまして安定資金を多く調達する。こういう方向に向かうべきものだとは私は考えております。

○川村委員 この公庫の貸し付けの条件は七分三厘でございますか。

○柴田政府委員 さようでござい

ます。

○川村委員 七分三厘というのはほかのいわゆる先ほど言われたような公庫の利率に比べるとどうなつておりますか。

○近藤説明員 本公庫は、債券発行によりました原資、これは原資のコストが七分三厘一毛かつておりますが、逆さやにならないというところでは七分三厘と定められております。ほかの公庫はそれぞれ預金部資金であるとかあるいは出資金によつて高いコストの原資を水割りしておりますので、相当安いレートのものがござい

ます。ものによつて違ひますが、農林漁業金融公庫の場合に、御承知のように三分五厘から七分五厘までのいろいろ各種によりまして五分きざみでついておりますし、住宅金融公庫等につきましても五分五厘という形になっております。

○川村委員 一々の公庫について比較をしていただければ、そういう資料があるかと思ひますけれども、農林漁業金融公庫につきましても、本年から三分五厘、四分五厘、六分五厘、七分五厘ですかの四段階にする、暫定的に五分五厘もつくり、そういうことで農林漁業金融公庫は相当引き下げてきた。もちろんこれはいまお話のような資金コストとの問題もありましようけれども、私は三分五厘、四分五厘、

五分五厘とだんだんほかの公庫の金利が引き下がっていくことは非常に賛成いたします。ところが農業関係とか、あるいはそのほかの住宅関係、あるいは国民金融公庫関係、いろいろそれぞれの公庫の使命というものはありましようけれども、私は公営企業金融公庫の使命というものは、ほかの公庫に比べてやはり劣らない重要な使命を持つておられると思う。そのときに、この公庫の利子が高いということは、地方公営企業の合理化が進めぬとか、あるいは悪いところがあるのではないかと、こういうことを要求する前に、公庫としては考えねばならぬ問題だと思ひます。もっとも金利を引き下げるような方法をとることが、当然政府としてやるべき手段ではないか。もちろん少しづつは金利も以前に比べますと安くなっているようでありまふ。しかし何といつてもまだ今日私は安いとは言われません。そういう点で、この七分三厘という利子を引き下げるにはどういふ方法があるか。たとえばいまの債券発行の回収金とか何とかいう意味のお話がありましたが、そういうのをぐるぐる回しておるのではなくて、これはやろうと思へば方法があるはずで、ほかの公庫でできることが公営企業金融公庫にできない、こういうことではないと思ひますが、あなたたちの腹案だけでもいいですからちょっと聞かせていただきたい。

○柴田政府委員 お話の点、私も同感でございますが、公営企業金融公庫の経営の安定だけではございせん、そういうことも考へて出資金の増額ということも要求してまいりましたわけでありまふ。結果的にはおしかりを受けるような状態になっておりますけれども、しかしながら、そういうような方法をとつてお話のような方法を実現しよう、こういうことでやってきたわけではございせん。しかし結果は御承知のようなことになっておるわけではございせんが、なお私も同感でございます。そういう方向で努力をいたしたいと思ひます。金利を下げる方法としては、全然コストのかからない金が入ってくる、これが一番いいわけではございせん。したがって資本金の増額という形が一番いいのであります。よその公庫では政府資金つまり預金部資金を入れてくる。コストの安い金利を薄めるといふような方法もあらうかと思ひますけれども、一番端的なのは資本金をふやして資金コストを下げていく方法じゃないかと考へております。

○川村委員 先ほどのお話で、資本金にしても大体二十億ぐらいの増資を考へておつたけれども、それが実現しなかつた。これはやはり局長や課長の責任でなくて、私は政府自体のものの考へ方、この辺に大きな問題があるだろうと思ひます。これは今後、大臣はおられまふけれども、何とかひとつ努力をしてもらわなければならぬ大きな課題である、このように考へるわけではございせん。

それからのうもお話が出ましたが、いまの資金コスト等の問題で、この償還期限がほかのものに比べてなかなか思ふように短縮できないといううなことでありまして、ほかの政府の期限にいたしまして、ほかの政府の資金運用部資金あたりから出ておるのに比べると、ずいぶん差があるようですね。これは公庫自体でできないものですか。どういふ計算がなされておるか、その資料がないからわかりませんが、けれども、資金コストの面で十分でないとおっしゃいますけれども、政府資金の償還の期限と、この公庫から出ておるものの償還の期限というものが、あまりにも格差がひどい。たとえば病院事業にいたしまして、この公庫の償還は十年です。政府資金でやるやつは二十五年か三十年ぐらいで償還すればいい。そういう点からするとあまりにもひどい。特に交通が問題になっておりますけれども、電車にしても政府のやつは二十年ぐらいの償還になっているのじゃないですか。公庫のほうは十年足らずです。その辺のところ、ちょっとひどいというか、償還期限の差があるものを具体的に四つ五つ例をあげてみてくれませんか。

○柴田政府委員 お話のこまかい点につきましても、公営企業課長からお答えいたしますが、資金コストの関係、原資関係からおのづから制約されてくるというのを申し上げましたのは、公庫の原資というものは公庫で大体まかなつておる。そのほか回収金とかあるいは出資金がございすけれども、大体公庫でございまして、そこにネックの基本的なところ。つまり七年物で行なわれていくものでありますから、したがつて公庫の経理が逆さになりませんために、償還期限の長さを押さえます場合に、多少繰り上げますけれども、おのづから限度がやってくる、こういうことになるわけでありまふ。ほかの公庫につきましても、長いものでございす、それはやはり出資金な

りあるいは政府資金を導入したりというところで補つておる、この公庫の場合に、それができないということが非常に苦しい原因になっておる、こういうわけではございせん。もとを言いますならば、私も公営企業金融公庫というものを考へます場合に、公営企業に企業だということを強くうたつて、公営という観点からの配慮というものが何か少し軽々という語弊があるかもしれませんが、そういうものを考へます場合に、公営というものを対するもの考へ方、その辺のところを率直に申し上げまして、まだ少し足らぬのじゃないかと、そういう感じが私にはするものであります。したがつて、こういう問題になつてまいりますと、公営企業の建て直しと申しますか、あるいは公営企業の健全合理化といふことを問題にいたします場合に、やはり公営企業金融公庫の働きの分野といふものが非常に大きくなつてくる。そうなつてまいりますと、そういう点につきましてはやはり思い切つた配慮改善といつたものが必要になつてくるだろう、こういうことを痛感いたしております。

○近藤説明員 上水道でありますとか工業用水道、電気事業、下水道といふような、政府資金におきましては、長二十五年となつておるものが、公営企業金融公庫の場合は、従来十五年でございまして昭和三十一年度から十八年まで延ばしております。しかしまだ七年ばかりの差がございす。そのほか公営公庫でガス事業とか、市場事業等、これは従来十年であつたものを十五年に伸ばしましたが、政府資金の場合は二十年になつておりま

す。そのように相当の開きが現在のところまで残つておりますけれども、現在資金の許す限り、できるだけ長くしようと努力しておるような次第でございす。

○川村委員 大臣お見えになりましたから、一言お聞きしたいと思ひます。いま二、三點お聞きしたいけれども、これは公営公庫にだけものを申しても解決できない問題がいろいろと伏在するようです。利率の問題にいたしましてはほかのものに比べて高い、償還期限にいたしましては短かい、こういうのはいまのお話のように資金コストの問題等々、いろいろと体質的に理由があるようでありまふ。ところが何としてもやはりこういう点が解決されなければ、一つのネックとして、地方公営企業の健全な育成には十分なる役に立たない結果になつてしまふ。地方公営企業の今日の経営の悪化の原因は、いろいろと指摘をされております。それは物財の、物件費の上昇であるとか、あるいは人件費の上昇であるとか、いろいろあげられておりますけれども、やはりその中の大きな原因は、設備拡張等に伴う償還の問題、金利の問題等に大きな原因があることは、昨日からそれぞれの委員が具体的に指摘をされたところであります。そこで大臣にお尋ねしたい第一点は、今度政府の物価安定の方策によつて公共料金の抑制措置がとられたということになりますと、これはやはり大臣にひとつ努力願つて、今日の苦況に対処する政府の具体的な方策が示されるべきではないかと思ひます。たとえば、いろいろありましようけれども、こういう腹案をお持ちであるかど

うかわかりません。きのうも抽象的なお答えはありましたけれども、具体的なお答えはいたしておれません。たとえば今日の償還金をたな上げするか、あるいは利子の補給をするとかい、あるいは利子の方策を考えられると思いますけれども、そういう具体策をやはり早急に政府としてはおまとめいただきたい。今日の経営の困難な地方公営企業のために施策を示されるべきではないか。私はもう中心点はそこに帰するんじゃないかと思いますが、大臣の見解をひとつお聞きしたいと思ひます。でき得べくんば、おれとしてはこう考へるといふことをお示しいただくことを願つてやまないであります。

○早川国務大臣 私はいさう考へます。

六大都市のガス事業、その他公共料金のある部分につきましては、一年後まで据え置くわけでありまして、一年後には若干の値上げしなければ、いまの経営内容では不可能だと思つております。そこで当面の問題でございまして、財政局長もお答えいたしましたように、ありますが、関係省でその具体案を検討いたしまして、一年間のつなぎをどうするか、大都市のバスでも、大体一年間で五十八億の赤字がまたふえてくるわけでありまして、全体の公共事業が二百五十億こえる赤字でございまして、よほど根本的な対策を立てなければなりません。そこで現在公営企業制度調査会を設けるべく、法案を提案しようといはしておるわけでありまして、それには民営に移していいものがないだらうか。公営というものは非常に経営がずさんだという声も聞いております。そこで、そういう基本問題もひとつ検討してもらふ。それから公共事業

については近代経営学といふことが、近代的な企業管理という面においてはたしてどの程度進んでおるか、私はあまり進んでいないと思ふのです。最近アメリカあたりで発達しておる、ほんとうの経営管理の新しい知識をどれだけ活用しておるか。ただバスなんかの時期がきたから、公共バスなんかの従業員は、スライドして上がつていくというふうなこともあるようでありまして、そういう面では、ほんとうの銀行の重役とか、経営学の大家とか、そういう者を全部入れまして、この問題を根本的に検討をしていきたいと思います。そういう基本的な解決をしながらも、一年据え置いた後におきまして、たとえバス料金なんかは十二年もストップさせておきますので、当然若干の値上げをして、できる限り独立採算、それに乗る人、利用者が負担していく。これを一般会計から補てんするというやり方ではなくて、利用者が負担していくという原則は私は絶対必要と思ひます。したがって、若干の値上げはやむを得ない。それから病院その他につきましても、医療費の値上げとからんでまいります。これまた一年間ストップというところでありますから、そういう面でも十分配慮しなければならぬと思ひます。ただし公共事業は、御承知のように税金の面で、民営と比べまして格段の優遇といひます。税金を納めなくていいわけでありまして、ほとんどの施設が法人税、所得税なんかないわけですね。そういう面、有利な差を引いておる赤字になる、そういうシビアな検討をすべき段階が公営企業にはきておるのではないかと。

これは民営と国営事業とどちらがいいかという論争までも私は調査会で大いにやってもらいたい。その結果、この一年の間にいかに結論を出して、日本バスとか水道とかあるいは病院、公共事業というものをできるだけ健全なものにしていきたいと思います。またこの点は川村さんと私は意見が根本的に違ふのですが、社会党は社会主義ですから、できるだけ公共事業を伸ばしていきたいという考えです。イデオロギーからいって固なり公共団体の事業は、なるべく民間に移していきたいという、基本的な面では私は先生と根本的に違ひます。民営に移すことによって非常に節約され、能率がいいというふうな事業が見つかりましたら——私は予定しております。バスとか何とかが、民営に移したほうが国民大衆のためになるということならば、私はちゅうちょなく調査会の結論に従ひ、多少の反対があれども、そういう結論が出れば、この点は踏み切るべきだと思ひます。まだ予定いたしておりませんが、そういう考えでこの一年間、りっぱな結論を調査会に出してもらつて、公営企業の部面に健全な基本策を立てたい、こういうふうに思つておるわけでありまして。

○川村委員 大臣が調査会を設けて、いろいろ公営企業のあり方等について諮問なさるのを、われわれとやかく言うわけにはまいりませんけれども、ただその場合に、公営企業というものの道ははずれぬことをひとつ考へていただきたいと思ひます。これはおっしゃる通りに、ものの考え方の根本的な差異でございまして、いまここで論議しようとは思ひませんけれども、そ

ういう意味で調査会等に対処していただくことをまずお願いしておきます。当面の問題——審議会をお開きいただいて、いろいろ諮問、答申を受けられるにしましても、これは急務の間には合わない。ところが今日地方公営企業の問題は、特に交通事業あるいは水道、病院というふうなものは非常に重大な危機にきておる。これを何とかやばり政府として考へてやる。先ほど申し上げましたように、きのうも委員の意見に見ましたように、料金等の抑制はやらなければならぬ。今日料金を引き上げるようなことがあったら、あらゆる悪影響を及ぼしてたいへんな事態になるんだ。抑制策はよろしい。抑制した以上は、公営企業としては非常に経営面が苦しい、財政的な苦境に陥つておるのだから、やはりそれを見やるところの方策というものは、当然政府が政治的責任としてとるべきである、こういうことが大方の委員の意見であります。私もそのとおりだと思ひます。ところが、そういう対策は企画庁のほうとしても考えない、自治大臣としても何かしらほつきりしたものが無いということになりますと、公営企業は一体どうしたらいいかという戸惑いをするわけです。

そこで私がお尋ねをしたことは、幾つも問題はありましようけれども、たとえば先ほど申し上げましたように、利子補給でも考へてやるという考え方はないのか、あるいは元利償還期限をしばらくたな上げてやる、一年間でもいい。そういう具体策は出てこないのか。あるいは先ほどお尋ねいたしましたように、公庫の償還期限を延長するとか利子を下げるとか、特に

地方債の利子を引き下げてやるのか、何かそういうような具体策が全然出てこないのか。これをやるべきではないか、私はこう思つておるわけです。そういう点についてもう少し思い切つたお考えがあればひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○早川国務大臣 利子補給あるいは期限を延ばすとかいう問題、当面として非常にいいことではございますが、私はいずれにしても、こそくな道だと思ひます。六大都市のバス料金の場合には、値上げするのが一番いいわけでありまして、これは一年間ストップ。そこでその間に五十八億円の赤字が出るわけですね。五十八億円。これに限つてわれわれは問題を検討いたしております。その場合に金利その他それを補てんするといふようなことはさうむずかしい問題じゃございせんが、政府のほうの省との折衝を現在やっておる段階でございまして、いざね結論を得まして、政府全体としての見解を表明いたしたいと思つておるわけでありまして。

一年後のことは——それを縮めろ、こういう御意見ならこれはまあ別でございまして、すでに政府としても、バスやその他は一年間はどうな理由があろうとやらないという方針がきまつておりますから、その前提でいま考へておる最中ではございまして。

○川村委員 いやいや、バスの料金を上げる、こういう意味じゃないのですよ。そのことはよろしい。そういう施策をとつてもらつたことはよろしい。これは私がいろいろ理屈を言わなくてもおわかりいただけると思う。ところが、それでは今日のいろいろの

公営企業が非常に苦境に陥っているから、それに対してそういう政策をとったならば、その責任として政府がやはりその対策を立てるべきではないか。その対策を具体的に何か打ち出すべきではないか、こういう考え方を聞いているわけだ。大臣が言われるように、料金を上げたから一番早わかりなす。私はそんなしからぬ考え方じゃない。きのうも運輸省の自動車局長は、今日都営バスとか何とかは、料金を上げたって始末に負えるものじゃないと言っているのです。料金を上げた、それだけでは決してこれは改善できるものじゃない、そういうことを言っております。料金を上げたからといって、おそらくそれで解決するものじゃありませんし、料金の引き上げも私はこれは限度があると思う。あなたが言うように民間に移してしまえばいいが知らず、公営という一つの大きな目的で運営している以上は、その大臣が言われるように簡単にものごとを考へられない。そういう意味で実は具体策をお尋ねしているわけだ。自治大臣としてはほかの関係各省とも折衝なさるでしょうけれども、私がさきに具体的第一、二指摘したような、何かそういう当面のこの苦境を乗り切っていくために公営企業にやってみるべき具体策は、全然お持ちではないのかどうか、このことを聞いていたわけだ。

○早川国務大臣 要は一年間のつなぎ資金、さらに赤字の累積をどう最小限度にとどめていくかという対策以外には現在では考えられません。一部には東京都とか大阪とかいう大きい自治体だから、一般財源から補てんしたいというのではないかと御意見もあります。

が、六大都市といえども、一般財源からこういう一つの独立公営企業というものに金を流さすというところは、いかなるものでありましようか。そこでそのうではない方法で検討をいたしておるわけがあります。また川村先生は値上げは反対だと言われますけれども、社会党の代表の方と自民党の代表の方も来られて、また各六大都市の社会党、与野党全部をあげて、十二年間ストップしているのを上げるといふ御要求があったことは御了承願いたいと存じます。

○川村委員 料金を上げを要望したのはだれか私は知りませんが、それはちよとお願いしたい。そういう無責任な、責任を人に転嫁するような御発言はひとつ慎んでいただきたい。もう一ぺんくどくになりますけれども申し上げます。交通事業等において、あるいは水道においても、その企業体について、問題は料金を引き上げなければどうしてもやっていけないというせっぱ詰まった事態にあるかもしれない。ところが料金を上げるといふことは、国民生活に大きな影響を与えるのでありましようし、ただ国民生活に影響を与えるばかりでなく、いろいろと連鎖反応を起してたいへんな事態になる。そこで政府も物価抑制策として、一年間料金を上げるなという政策を打ち出した、こういう政策を打ち出したのこの苦境を何とかひとつ打開していくために、あるいは乗り切っていくために、政府は当然何らかの具体的な施策を出すべきである、私はそう思うのです。ところが何ら具体的な施策は考へないで、一年間がまんしろ、

こういっても、あまりにもこれは無責任ではないか。そこで私が先ほど申し上げましたように、これは一つの例でありますけれども、利子補給の道というものも考えられるのではないかと、あるいは元利償還金の一年間ストップというような方法もあるではないか。考えるとか何かそういう名案があるのではないかと。そういふのは全然おやりの意思がないのかどうか。料金を上げろという陳情があった、あるいは一年間待てばいいとかそういう問題の本質は別として、これは当然政府が責任を負うべきである、こう考へて私はお尋ねしておるわけだ。どうぞ大臣、ひとつはぐらかさないように率直にお答えいただきたい。

○早川国務大臣 この問題は、実は自治大臣として最も頭を痛めている一つの課題でありまして、目下この一年間ストップによる自治体の公営企業の対策につきましても、いろいろな面をいま考へておるわけでありまして、いづれ政策としてのお答えする段階にまできておりません。したがって、いづれ政府全体としての意見がきまり次第、川村委員の御要望にお答えする所存でございます。それまで御猶予願いたいと思ひます。

ります。しかし、そのときにバス料金を値上げしないというところは一言も言っていない。そこで出ておる要望書を見ていただければわかるはずであつて、バス料金も十二年間放置したなりで処置をしておらない。その善処をすべき段階にきておられるのか。特に今日行き詰まっておる公共企業の経営の実態をこの際処理しなければ、経営が成り立たぬという段階にまできておる。したがって、そういう形であるので、値上げをしないという基本方針にはわれわれは大賛成だし、特に社会党の方ともいうことでございまして、社会党が行ったときに、そういう値上げという字句を、処理し、善処し、というように改めた。したがって、一カ年間公共料金を据え置くということでは承知いたしました。その上に立つて、しかしいまはかの委員の諸君がお尋ねをしておるように、経営がでないという現実のものを一年たつてやの政府の考え方、これはいわば機械的な考へ方じゃないか。あなたがそこまでおっしゃるならば、池田総理にその都市の代表が会ったときに、池田総理はそういうことを機械的には考へておらぬから、処理をしましなう。黒金氏は黒金氏で、これは私も率直に言つてまことにともなひ話でありますから善処をしたいと考へます。しかし政府が一年間公共料金の値上げをしないという基本線があるから、これはひとつ御協力願ひたい。それは大いに協力しよう。そのかわりケース・バイ・ケースによつて処理をいたしていただきたいと思ひます。事業の来年度の予算が組めないということに対して何と

か処理するということかというところを突っ込んだらば、それは自治省と相談をして予算が組めるような処置を必ず講じます。それは非常にけっこうなことだということで別れておるわけであつて、きのう大臣がおらなかつたので、次官と局長にお尋ねして明快な答弁がなかつた。したがって、そういういきさつにもなつておるので、政府と、あるいは総理大臣、官房長官と自治大臣との間でどういう処理をしようという話し合いが、当然できておらなければならぬ。したがって、そのできている結果を、いま川村君でもその他の委員でもお尋ねをしておるわけでありまして、また基本方針は基本方針であるが、一年間はどうにもならぬということのようなことでお逃げになつておつてもどうにもならぬ問題であるし、いわんや公営企業のあり方については、社会党と私と違ふというようないま必要がないことである、それは将来の問題で論議するなら論議し、しかも公営企業ということになれば、むしろ逆に政府はおもしを入れてやらなければならぬであつて、いま目前にオリンピックが控えておるときに、たとえば東京都の現実を見ても、あの姿でよいのか。バス一台購入することができないというようなところに追い込まれておるのに、処置を講じないというところで、これはそういう公共料金を上げるとか上げないとかという施策のほかに、もう一つ別の、全体的な面から考へていかなければならぬ。その考へていくことの中心は、早川さん、あなたがやはり考へてもらわなければ、そつちへ行つて突っかかりたりこつちへ行つて突っかかりたりするから、一

年はしようがないからはおかぶりだといふことでは解決がつかない問題だと思ひます。これは十分御承知のはずであります。私はもうそういう結論が出ておると思ひますけれども、出ておらないならば、その方向に向かつて、あなたが中心になって善処するという腹をきめてもらわなければ、この問題は解決がつかないところになっておる。事務的ではない。率直に言うとお腹がまえの問題まで出ておるのじゃないか。一応お答えを聞いて、それによつてまた質問をさせていただきます。

○早川國務大臣 昨日も六大都市の交通局長、市長が参りまして予算編成期が迫つておるけれども、穴があきつぱなしの予算は組めない、何とかひとつ考えてもらいたいという御陳情がありました。その線に沿ひまして、六大都市の人たちの満足いくような対策はなかなかむずかしいと思ひますけれども、できるだけ赤字負担を軽減し、見通しの立つような方法を考えましよう、本来運輸省の仕事ですけれども、われわれは自治体をかかえておりますので、自治体の所管するものにつきましては善処を約束いたしましたわけでありす。

〔委員長退席、渡海委員長代理着席〕

先ほど川村委員に申し上げましたように、いろいろ考へております。財政局長も若干の意見を申されたようでありすけれども、何分にも政府全体の決定がまだ得られておりません。暫定的な措置に對しては最善の努力をして検討中だといふことでは申しさう御猶予を賜りたいと思ひます。

○重盛委員 そういふことならば、いましばらくといふことは、予算を組むのに間に合うような時間内という解釈でいいと思ひますが、それでなければ意味をなさないと思ひます。それでいいならば、その方向であります。いろいろあなたの方の立場でやらなければならぬ問題もあるかと思ひますし、あるいは委員会等の場で答弁できない問題もあるかと思ひます。したがつて、そういう意味のいましばらくといふことならば、私は了承します。一年間公共料金をストップしている期間がいましばらくであつたといふことであれば、意味をなさないと思ひますので、その点あらためてお聞きして打ち切りたいと思ひます。

○早川國務大臣 お説のとおり考へております。

○栗山委員 関連。先ほどの重複することになるのでありますけれども、主管大臣がお見えになつていらつしやいますので、不十分な御答弁の内容について重ねて主管大臣としての施政の方向を明確に承つておきたいと思ひのであります。

この問題点であります公営企業金融公庫の出資増が一億円にとどまつたといふことについて、資金の強化と低利融資の方向、これに見合う出資金を大幅に増すべきでないか、こういう議論が展開されて、それは柴田財政局長がつるし上げられた内容でございすが、御説明の中に二十億を要求したのであるけれども、結果として、性格論争の末一億円の増加となつた、こういう苦しい答弁をなさつたのであります。これは自治大臣として、公営企業の一つの融資の方向づけとして、そ

のお出しになつた二十億の要求について単に事務当局におまかせになつたのか、あるいは地方公営企業の重大性を痛感されて、大臣みずから政治的な快腕をふるわれて折衝なさつたか、こういう事態になつたのか、そういう一つの経過の一点をひとつ所管大臣として私は承つておきたいと思ひのであります。

それから私の論点は、いわゆる資金の強化をはかるべきであるといふことと、それから公営企業の置かれた条件をもつてと大幅な一つの融資の内容を強化すべきである、こういうことで、ほんとうのサービス低下あるいは行なおうとする公営企業が行なえないという事態に置かれておる条件から、ほんとうの福祉行政を推進するといふことについて内容の持つ方向づけをし、こういうことであるといふお願ひ申し上げたのであります。この中で重要な内容を持つ公営企業については、あまり七分三厘といふような高利のものではなくて、低利による住宅公団、住宅金融公庫及び農林漁業金融公庫等が行なつておりますように、住民福祉の向上をはかりますために、政策融資を並行してやるといふ思い切つた自治省の方向づけをしなければならぬのではないかと、こういうことについてお尋ねを申し上げておつたのであります。

なかんずく、地域的なことを申し上げて恐縮なのでありますけれども、大都市に集中をしている交通緩和の方策については、タクシーではどうにもなりません。路面電車、バスが限界点に達着いたしたことは、これはもう御承知のとおりでありまして、地下鉄が膨大な資金量を掲げまして、遠大な計

面を持つて、都市における交通緩和の方向といふことで取り組んでおるのであります。地下鉄については、私は当面の処置としては、やはりこれを政策融資の対象として都市集中の交通緩和の方向を打ち出すべきじゃないか、こういうことについての所見を伺つたのでありますけれども、漫然たる形において政策融資の問題が論議されておる、こういうふうな逃げ方をされて終つたのであります。所管大臣として、そういう公営企業という重要な一つの事業について、政策融資の方向にこれを推進する。なかんずく一番大都市における交通緩和の緊急事態として地下鉄について、政策融資の方向を取り上げて池田さんの政治施策を国民に示す、こういうような内容が望ましいのであります。所管大臣としてこれについての所見と、そうして将来の施策の方向づけの一端をお伺ひできれば私は非常にしあはせだ、このように思ひのであります。

○早川國務大臣 公営企業金融公庫の一億出資といふのは小さいことで、まことに不足だといふおしかりでございす。私も非常に不足でございす。ただ私が言ひたいのは、公営企業金融公庫といふのは、普通の一般財政融資、運用部資金その他の起債のこぶとして設けられたものでありまして、そのために公庫債を募集できるということ、こういう一般にこぶができて公営企業の金融の緩和に役立つたわけでありす。ですから本年の地方債計画がかなり大幅にあふましたので、なるほどこれは不足ですけれども、全体としてこの程度の四千億近い起債といふもののワケを獲得できましたの

で、一応これで満足せざるを得なかつた、こういう次第を御了承いただきまして、なお今後とも公営企業につきましては原資の拡充につきまして努力をいたしたいと思つております。

それから政策金融につきましてはいろいろ問題がございすが、お説の考へ方は私は非常にこもつともだと思ひます。そういう観点から申しまして、都市交通におきましてはやはり地下鉄が重点にならうと思ひます。しかし一がい全部が地下鉄でなく、たとえばその都市の実情によりまして、地下鉄が再優先するといふ具体的例を言ひますと、大阪あたりは一にも二にも私は地下鉄を早急に拡充すべきだと考へまして、昨年度二百億をこえる起債を差し上げたわけでありす。本年度も大阪を中心にしたしまして、地下鉄とバスあるいは電車というものの一体的運営をはかつていきたい。従来は地下鉄ができたけれども、地下鉄の上の道路をバスが走つておる、これは無意味なことですね。そういう不合理が都市交通におきていす。総合的にこの都市交通を考へていかなければならぬ、こういう考へで自治体を指導いたしておるわけがございまして、ただいま御指摘の政策金融といふことは十分考慮しながら、今後財政金融につきまして運営をはかつていきたいと思ひております。

○川村委員 時間がありませんからあと一つ、二つお尋ねしておきたいと思ひます。

地方公営企業の問題についてあるいは公庫自体の業務内容等につきまして、いろいろとやはり不十分であるといふ意見が今日まで指摘されたと私は

思います。これは政府全体のものの考え方にもよると思いますけれども、自治省としても私はやはりその辺のところの考え方が少し手薄ではないか、こう思うのです。そこで局長からちょっと御意見を聞いておきたいと思ひますが、その一つは地方債の問題でございしますが、これは後ほどまた財政計画等に関連してお聞きする時間があると思ひますから、簡単にお答えいただきたいと思います。それはいま大臣もちょっと口に出してまいりましたように、地下鉄事業あるいは大都市を中心とする上水道事業、こういうところには相当の起債の増額を考えておられるようでありませうけれども、一般交通事業、こういうようなものの起債のワケというものが非常に少ない、こういうところにもやはり一つの問題が存在するのではないかと私は考えております。病院の事業にいたしましても、それから大都市を離れた中小都市の水道事業、一般の交通事業、そういうところにはやはりもう少し起債を見てやる、起債は公庫の資金よりも利子が安いと記憶しておりますが、そういう面からも公庫のほうは完全に債券等が消化されていく状態であれば、やはり起債面でもそういうあたりの措置を考えてやるということが一つあるのではないかと。ところがどうも起債計画を見ると、そういう面について十分な配慮がなされておらず、先ほども指摘いたしましたように、工業用水関係であるとか、そういうようなところに大きな起債を考えておるといふことは少し問題ではないか、こう思われるのですが、ちょっと御意見を聞かせてもらいたい。

昭和三十九年二月十三日印刷

昭和三十九年二月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

○柴田政府委員 一般交通事業の起債の額が少な過ぎるのではないかというお話でございします。私もこの額でもって十分だとは思っておりませんけれども、いろいろ資金需要の全体、それから地方の需要の全体等々を考慮して、本年度は二十九億、三十八年度に比べて三億増を一応予定いたしておりますが、なお実情によりましては弾力的な運営をはかってまいりたい、かように考えておる次第でございします。全体としてもっとふやさなければという御意見もあるかと思いますが、資金需要全体からの制約等もございまして、こういう形にまとめたわけでございします。

○川村委員 それでは起債問題についてはまたいづれ御意見を伺うことといたしますが、次に小さいことですが、課長にもっとお聞きしたいと思ひますが、公庫の本年度の借りかえの五十六億は、ずっと前に借りたものでありませうから、新しく借りかえたらやはり新しい利子に下げるのでございします。

○近藤説明員 新しい利子が発効することになります。

○川村委員 最後に大臣にお伺いいたしますが、この金融公庫の改正の第一点は、言うならば予算の範囲内で資本金を増加することができ、こういうことでの改正であります。これはそのお考えがどうも私にははつきりわかりませんが、一億なら一億増資する。あるいは、昨年度はありませんでしたかね、増資するにこして法案の改正をやる必要はないのか、増資があったら自動的に申しますか、そういう意味で増資ができるようにして

おいたほうがいいのではないかと、簡単に言うならば、こういうようなお考えでございしますか。

○柴田政府委員 やや事務的なことでございします。私からお答え申し上げますが、公営企業金融公庫のみならず、ほかの公庫でございしても、大體出資金の明記をして、増資をするためには、増資をするに法案を改正するといふやり方をとっております。ところが、それから今回提案いたしておりますような書き方をしているところとあるわけでございします。最近はこの書き方をしているところがふえてまいっております。その趣旨は、出資金の増減の問題につきましては、予算等につきまして御審議を願う機会もございします。それからまた出資金をふやしたり減らしたりするということについて、法案を提案している御審議を願うこともおぼろしいのではないかと、むしろ予算の御審議とあわせてその点を御審議願うほうがいいのではないかと、一般的な弾力規定、こういう形にしたのでございします。

○川村委員 わかりました。しかしちょっと気になるのは、今度の一億増資に伴って公庫法の一部改正がこの委員会に提案をされたので、この機会にたくさん委員の皆さん方から、これに伴うところの、いわゆる公営企業全般についての非常に慎重な御審議があった。ところがこれから増資があったら、こういう法案が出てこないとなると、こういうような審議の場所が制約されるのではないかと。地方行政委員会としては、おそくへたするとほかの法案の取り扱い等に迫り回されて、こういうものの審議をする機会というものがなくなる、と言うと語弊がありますが、すけれども、非常に制約される、そういうことにはなりはしないかというところを心配いたしますが、この点、大臣、どうですか。

○早川国務大臣 委員会は法律が出ても出なくても一切の国政の問題について質問をされましたら、われわれは丁寧に詳細にお答えする義務を持っております。予算の関連というところで、この委員会が公営企業を、将来増資の場合でも、十分御審議する場合は当然ありになるわけであります。その御心配は要らないものだと思ひます。

○川村委員 それはおっしゃるとおりでありまして、あらゆる機会にやはり公営企業の問題、あるいは公営企業金融公庫の問題等は審議できるわけですね。しかし何れに不都合がないならば、やはり増資のたびに法案を提案されて、委員会の審議を求めるといふ方法をともないのではいか。別に不都合がないならそうするのがよいのであって、自然にまかせておく、そういう形でないほうが私は正規のあり方ではないかと思ひます。局長のお話によりまして、ほかの公庫でもそういうことをやっておる公庫があるということでありまして、その点、私はお考えの真意がよくつかめない。局長からでもいいですが、ちょっと突っ込んで意見を聞かせてください。

○柴田政府委員 審議の場がなくなるとか何とかいう問題、それに結局関連するかと思ひますが、公営企業につきまして御審議をわずらわす機会は、私どももいたしましては地方財政計画を提出し、あるいは地方債計画を提出いたしまして御審議をわずらわす機会は

はあるわけであります。また地方財政全般につきましては地方財政全般の状況について御報告を申し上げ、御批判を仰ぐ機会もあると思ひます。法案といたしましては、公営企業につきまして公庫の出資金の増減だけの法案についていろいろ御審議をわずらわす、ほかにそういう機会があるにもかかわらず、それを法案の形にして御審議をわずらわすということにつきましては、いかかか、単に出資金の増減だけじゃないかという考え方から、弾力的にそれを取り扱うという法律にしたほうが、審議をお願いする側からも、また御審議をいただく側から考えましてもむしろ簡便ではないか、こういう考え方にも立ちまして一般の法案の扱う方に従おうとしたわけであります。

○川村委員 御意見承っております。思ひますが、最後に一つ私は簡単に要望いたしておきたいと思ひます。

公営企業の今日の事態は、もう申し上げるまでもございしません。何としましても今日やはり政府が責任を持って対策を立ててやらなければ、一步一步苦境に追い込まれてはいかぬ、このように思ひますので、先ほど大臣のおことばにありましたように、早急に地方公営企業についての対策をお示しいただくことを、そしてまたあらためて委員会でもいろいろと論議をし得るように進めていただくことを、ぜひお願いしておきたいと思ひます。

○渡海委員長代理 ほかに質疑はありませんか。なければ、本案についての質疑は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。午後零時四十九分散会